

# 住宅等熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 8 年 5 月 1 日

可児市長 様

所有者(納税義務者)

可児市税条例付  
則第10条の3の規  
定により下記のと  
おり申告します。

住所

可児市広見一丁目 1 番地

フリガナ

カニ タロウ

氏名・名称

可児 太郎

(TEL 0574 - 62 - 1111 )

個人番号または  
法人番号

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

所在地	可児市広見一丁目 1 番地			
家屋番号	1 番 1	床面積	建物全体 120.00 m <sup>2</sup>	居住部分 120.00 m <sup>2</sup>
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> マンション	構造	木造 瓦葺 二階建て	
長期優良住宅(※1)		<input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない		
建築年月日	昭和 50 年 10 月 1 日 <small>(平成26年以前に完成した住宅が対象)</small>	登記年月日	昭和 50 年 10 月 25 日	
		改修完了日	令和 8 年 4 月 1 日	
改修工事に 要した費用	①総額(省エネ改修以外も含む)	改修工事が完了した 日から3カ月以内に 申告書を提出できな かった理由		
	②上記のうち省エネ改修工事等の 費用		1,000,000円 900,000円	
	③上記のうち補助金の額		200,000円	
		④差し引き金額(②-③)	700,000円	

**【添付書類】**

- ①納税義務者の住民票の写し（申告書に個人番号を記載した場合は不要です。）
- ②増改築等工事証明書（登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が作成したもの）
- ③省エネ改修の内容が確認できる書類の写し（契約書や見積書など）
- ④改修工事箇所の写真（施工前、施工後の状況が確認できるもの）
- ⑤改修工事に要した費用を証する書類の写し（領収書など）
- ⑥補助金等の交付を受けた場合は、それが確認できる書類の写し

※1 地方税法附則第15条の9の2第4項“特定熱損失防止改修住宅”について同項の規定の適用を受ける場合  
上記①～⑥に加えて

○長期優良住宅であることの認定通知書の写し（地方税法施行規則附則第7条第11項に規定する書類。）